日薬業発第166号 平成23年7月14日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会会長児玉 孝

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う 医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について(その2)

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、医療用医薬品の供給について、保険医療機関への長期処方の自粛および保険薬局への分割調剤の考慮に係る協力要請を終了するものです。

東日本大震災および長野県北部の地震の影響により、一部の医薬品の安定供給に支障が生じたため、保険医療機関における長期処方の自粛や保険薬局における分割調剤の考慮などの協力が求められたことにつきましては、平成23年3月17日付け日薬業発第359号・同19日付け日薬業発第363号にてお知らせしたところですが、その後、多くの医薬品の安定供給が確保されつつあることから、平成23年7月31日をもってこれら協力要請が終了することになりました。

ただし、学会・製薬企業・卸販売業者が個別に供給調整の案内などを行っている一部医薬品につきましては、安定供給が確保されるまでの間、引き続き、必要最小限の最適な処方・調剤を行うよう協力が求められています。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う 医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について(その2)

今般の震災に際し、これまでの関係の皆様のご協力に改めて感謝いたします。

震災の影響により、一部の医療用医薬品(以下「医薬品」という。)の 安定供給に支障が生じたため、「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野 県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮 について」(平成23年3月17日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)に より、保険医療機関及び保険薬局(以下「医療機関等」という。)に協力 を要請したところです。

その後、生産設備の復旧、生産拠点の変更、緊急輸入の対応、また、 5月20日の震災対応に係る薬価基準への追加収載の実施などにより現在 では多くの医薬品の安定供給が確保されつつある状況であることから、一 部の医薬品を除き、長期処方の自粛及び分割調剤の考慮に係る要請を 7月31日をもって終了することといたしますので貴管下の医療機関等に 対し、周知をお願いします。

なお、学会、企業又は卸売販売業者が、個別に医療機関等に対して供給調整の案内等を行っている一部の医薬品については、安定供給が確保されるまでの間、引き続き、患者への最適な医療を確保しつつも、当面、医薬品の長期処方の自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うよう、併せて貴管下の医療機関等に対し、周知をお願いします。